

政策会議付議事案書（平成29年10月10日）

提案課名 市民税課、資産税課

報告者名 加藤正芳、大津真知子

事案名	秦野市市税条例の一部を改正することについて	(有) 資料 無
目的・必要性	<p>平成28年度課税以降、毎年適用期限を延長してきた軽自動車税の軽減課税制度（グリーン化特例）、平成25年度課税以降に適用している固定資産税の負担軽減の特例措置（わがまち特例）及び災害に関する税制上の措置について、地方税法の改正（平成29年4月1日施行）に合せ秦野市市税条例を改正するもの</p> <p>1 改正概要</p> <p>(1) 軽自動車税の課税軽減制度（グリーン化特例）の延長（2か年）及び対象車両の変更（重点化）</p> <p>(2) 固定資産税の負担軽減の特例措置（わがまち特例）の対象施設の追加及びその特例割合（課税標準額に乗じる割合）の設定</p> <p>(3) 災害に関する税制上の措置</p> <p style="padding-left: 2em;">被災市街地復興推進地域について、被災住宅用地特例の適用を4年度分に拡充する</p>	
経過・検討結果	<p>1 経過</p> <p>(1) 平成28年12月 「平成29年度税制改正の大綱」閣議決定</p> <p>(2) 平成29年 2月 「地方税法等の一部を改正する法律案」閣議決定</p> <p>(3) 平成29年 3月31日 「地方税法等の一部を改正する法律」公布</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 軽自動車税の課税軽減制度の延長及び対象車両の改正</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 固定資産税の負担軽減の特例措置の対象施設の追加及び廃止（削除）</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 災害に関する税制上の措置</p> <p>2 検討結果</p> <p>地方税法において市町村の条例で定めるとしている特例割合を定めるとともに、地方税法の改正内容に合わせて市税条例の一部を改正する</p>	
決定等を要する事項	<p>1 軽自動車税の軽減課税の対象車両の改正の適用期限を延長すること</p> <p>(1) 平成29年4月1日から平成31年3月31日までに新規取得した三輪以上の軽自動車（新車に限る。）で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい車両について、新規取得した時期に応じて平成30年度課税分又は平成31年度課税分の1年分に限り税率を軽減するもの</p> <p>(2) 施行日 平成30年4月1日</p>	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">決定等を要する事項</p>	<p>2 固定資産税の負担軽減措置の特例対象施設を追加及び削除すること</p> <p>(1) 国が一律に定めていた地方税の特例措置の内容を地方公共団体の条例で決定できるようにするという趣旨から導入された、固定資産税の課税標準の特例措置（わがまち特例）に、次の施設等を追加し、適用から外れる施設（機器）を削除するもの</p> <p>なお、特例割合は、従来の法定の軽減割合、本市の現状、各市の状況等を考慮し、地方税法で示された参酌割合を採用するもの</p> <p>ア 追加する施設</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">(ア)</td> <td style="width: 50%;">家庭的保育事業</td> <td style="width: 20%;">(利用定員5人以下)</td> <td style="width: 20%;">特例割合</td> <td style="width: 10%;">1/2</td> </tr> <tr> <td>(イ)</td> <td>居宅訪問型保育事業</td> <td></td> <td>特例割合</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>(ウ)</td> <td>事業所内保育事業</td> <td>(利用定員5人以下)</td> <td>特例割合</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>(エ)</td> <td>企業主導型保育事業</td> <td>(利用定員6人以上)</td> <td>特例割合</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>(オ)</td> <td>市民緑地</td> <td></td> <td>特例割合</td> <td>2/3</td> </tr> </table> <p>※特例割合とは課税標準額に乗じる率</p> <p>イ 削除する施設（機器）</p> <p>ノンフロン製品（フロン以外の冷媒を使用し総務省令で定める機器）</p> <p>(2) 施行日 公布の日</p> <p>3 被災住宅用地に係る特例措置に被災市街地復興推進地域の規定を追加</p> <p>(1) 被災住宅用地に係る特例措置について、被災市街地復興推進地域においては被災住宅用地を住宅用地とみなす期間を2年度分から4年度分に拡充</p> <p>(2) 施行日 公布の日</p>	(ア)	家庭的保育事業	(利用定員5人以下)	特例割合	1/2	(イ)	居宅訪問型保育事業		特例割合	1/2	(ウ)	事業所内保育事業	(利用定員5人以下)	特例割合	1/2	(エ)	企業主導型保育事業	(利用定員6人以上)	特例割合	1/2	(オ)	市民緑地		特例割合	2/3
(ア)	家庭的保育事業	(利用定員5人以下)	特例割合	1/2																						
(イ)	居宅訪問型保育事業		特例割合	1/2																						
(ウ)	事業所内保育事業	(利用定員5人以下)	特例割合	1/2																						
(エ)	企業主導型保育事業	(利用定員6人以上)	特例割合	1/2																						
(オ)	市民緑地		特例割合	2/3																						
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の取扱</p>	<p>1 軽自動車税</p> <p>平成29年12月 議会提出（市税条例等の一部改正議案）</p> <p>平成30年 2月 軽自動車税制度改正周知（広報紙、ホームページ等）</p> <p>4月 条例施行（1日）</p> <p style="padding-left: 20px;">（軽自動車税の軽減税率の適用開始）</p> <p>2 固定資産税（被災住宅用地に係る特例措置を含む。）</p> <p>平成29年12月 議会提出（市税条例等の一部改正議案）</p> <p style="padding-left: 20px;">条例施行（公布日）</p> <p style="padding-left: 20px;">固定資産税制度改正周知（広報紙、ホームページ等）</p> <p style="padding-left: 20px;">償却資産の申告書送付</p> <p>平成30年 1月 平成30年度賦課基準日（1日）</p> <p style="padding-left: 20px;">償却資産の申告受付</p>																									

平成 29 年 10 月 10 日

財務部市民税課

## 地方税法の改正に伴う市税条例の改正概要（軽自動車税）

市税 条例	対応する 法 令	改正の概要
<b>1 軽自動車税の軽減課税の適用期限の延長</b>		
(現) 附則第 36 ～38 項 (予) 附則第 40 ～42 項	法附則第 30 条	<p>1 法律改正にあわせて改正 平成 28 年度以降、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい車両については、初回取得の翌年度課税分（取得後最初に課税される軽自動車税）に限り、軽自動車税の税率を軽減してきた。</p> <p>平成 29 年 3 月の地方税法の改正に伴い、これまでの基準に比べより環境負荷の小さい車両（燃費基準）を対象とするとともに、軽減制度を 2 か年延長する。</p> <p>改正後は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに新規取得した場合には平成 30 年度分に限り、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに新規取得した場合には、平成 31 年度分に限り、それぞれ環境性能に応じておおむね 75%、50%、25%とする。</p> <p>2 適用条件及び税率（下線部分が変更点）</p> <p>(1) 適用条件</p> <p>① 電気自動車・天然ガス軽自動車（平成 21 年排出ガス 10%低減又は平成 30 年規制適合車） （おおむね 75%軽減）</p> <p>② 乗 用：平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成（★★★★）又は平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成かつ平成 32 年度燃費基準 +30%達成車 貨物用：平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成（★★★★） かつ平成 27 年度燃費基準 +35%達成車 （おおむね 50%軽減）</p> <p>③ 乗 用：平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成（★★★★）又は平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成かつ平成 32 年度燃費基準 +10%達成車 貨物用：平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成（★★★★） かつ平成 27 年度燃費基準 +15%達成車 （おおむね 25%軽減）</p>

※ ②、③については、揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。

(2)適用税率

(単位：円)

車種区分		税率（年税額）				
		標準税率	おおむね75% 軽減 ①	おおむね50% 軽減 ②	おおむね25% 軽減 ③	
三輪車		3,900	1,000	2,000	3,000	
四輪車	乗用	営業用	6,900	1,800	3,500	5,200
		自家用	10,800	2,700	5,400	8,100
	貨物	営業用	3,800	1,000	1,900	2,900
		自家用	5,000	1,300	2,500	3,800

3 取得期間及び適用期限

取得期間	適用期限
平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	平成30年度
平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	平成31年度

4 施行日

平成30年4月1日

平成 29 年 10 月 10 日

財務部資産税課

## 地方税法の改正に伴う市税条例の改正概要（固定資産税）

市税 条例	対応する 法 令	改正の概要
<b>1 固定資産税の負担軽減措置の特例対象施設の追加及び削除</b>		
第 24 条第 2 項、第 27 条第 1 項及び第 2 項 （新設予） 附則第 22 項～24 項 第 35 項～36 項 附則 （廃止現） 附則第 32 項	第 349 条の 3 第 1 項、 第 28 項、 29 項及び 30 項 法 附 則 第 15 条第 36 項、40 項、 44 項及び 45 項	<p>1 法規定の新設にあわせて改正の概要            家庭的保育事業等の保育施設及び市民緑地の固定資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、「わがまち特例」を導入し、適用取得期限が経過する償却資産にかかるノンフロン製品について規定を廃止する。            また、災害に関する税制上の措置について拡充する。</p> <p>2 わがまち特例の新設</p> <p>(1) 対象施設及び特例割合            追加する対象施設は 5 施設あり、その特例割合については参酌基準を採用する            詳細は資料 2-1「わがまち特例の対象施設等」のとおり</p> <p>(2) 特例割合の県内各市の設定状況（議決前 9 市を含む）</p> <p>ア 保育事業関係            参酌（特例割合 1 / 2） 9 市            [ 藤沢、平塚、小田原、伊勢原など ]            参酌以外（特例割合 1 / 3） 9 市            [ 政令 3 市、横須賀、厚木、鎌倉など ]</p> <p>イ 市民緑地            参酌（特例割合 2 / 3） 15 市            [ 藤沢、平塚、小田原、伊勢原など ]            参酌以外（特例割合 1 / 2）            [ 横浜、厚木、 ] 2 市            設けない 1 市            [ 茅ヶ崎 ]</p>

		<p>3 わがまち特例の廃止</p> <p>(1) 対象施設及び特例割合</p> <table border="1" data-bbox="544 264 1433 461"> <thead> <tr> <th data-bbox="544 264 608 331"></th> <th data-bbox="608 264 887 331">対象施設</th> <th data-bbox="887 264 1126 331">条例特例割合</th> <th data-bbox="1126 264 1433 331">参酌基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="544 331 608 461">1</td> <td data-bbox="608 331 887 461">ノンフロン製品</td> <td data-bbox="887 331 1126 461">4分の3</td> <td data-bbox="1126 331 1433 461">4分の3を参酌し 3分の2から6分の5の範囲内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 特例適用の取得期限 平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得した製品</p> <p>(3) 適用期限 平成27年度課税分以後、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分 ※ 適用最終年度は、平成32年度</p> <p>4 災害に関する税制上の措置 被災住宅用地に係る特例措置について、被災市街地復興推進地域においては被災住宅用地を住宅用地とみなす期間を2年度分から4年度分に拡充</p> <p>5 施行日 公布の日</p>		対象施設	条例特例割合	参酌基準	1	ノンフロン製品	4分の3	4分の3を参酌し 3分の2から6分の5の範囲内
	対象施設	条例特例割合	参酌基準							
1	ノンフロン製品	4分の3	4分の3を参酌し 3分の2から6分の5の範囲内							

## わがまち特例の対象施設等

平成 29 年 10 月 10 日

財務部市民税課

No.	特例対象の施設等	対象となる資産	取得期間	適用年度 及び期間	特例割合 (地方税法の規定)	特例割合 本市(案)	市内の状況 (適用の見込)
1	家庭的保育事業 (児童福祉法第 6 条の三第 9 項) 【利用定員 5 人以下】	児童福祉法に基づく事業に供する固定資産 (家屋、償却資産)	なし	平成 30 年度課税分から期限なし	1 / 2 を参酌し、 1 / 3 から 2 / 3 の範囲内	課税標準 の 1 / 2	市内 3 施設中 1 施設が該当
2	居宅訪問型保育事業 (児童福祉法第 6 条の三第 11 項)						該当施設等 なし
3	事業所内保育事業 (児童福祉法第 6 条の三第 12 項) 【利用定員 5 人以下】						
4	企業主導型保育事業 (児童福祉法第 59 条の二第 1 項) 【利用定員 6 人以上】	子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が設置する当該施設の用に供する施設 (土地、家屋、償却資産)	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 31 年 3 月 31 日	平成 30 年度課税分以後、適用開始年度から 5 年度分	2 / 3 を参酌し、 1 / 2 から 5 / 6 の範囲内	課税標準の 2 / 3	
5	市民緑地 (都市緑地法第 55 条第 1 項：土地) (同法第 63 条第 1 項：認定計画) (同法第 69 条第 1 項：推進法人)	都市緑地法に基づく市民緑地の用に供する固定資産(土地)		平成 30 年度課税分以後、適用開始年度から 3 年度分			

政策会議付議事案書 (平成29年10月10日)

提案課名 農業委員会事務局

報告者名 今井 剛

<p>事案名</p>	<p>秦野市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める 条例を制定することについて</p>	<p>㊦ 資料 無</p>
<p>目的 ・ 必要性</p>	<p>農業委員会等に関する法律の一部改正(平成27年9月4日公布、平成28年4月1日施行)に伴い、農業委員の選出方法が従来の公選制から市町村長が募集をし、議会の同意を得て任命する制度に見直されました(任期は3年で変更なし)。 また、農地の集約化や遊休農地の解消といった農地利用の最適化を推進するための「農地利用最適化推進委員」が新設され、農業委員会が募集をし、委嘱することとなりました(農業委員と同一の任期)。 これらの両委員の定数は条例で定めることと規定されていることから、本条例を制定するものです。</p>	
<p>経過 ・ 検討結果</p>	<p>1 農業委員の定数について 法律で定める委員の定数は、農業世帯数及び農地面積が勘案され、本市では「19名」が上限です。しかし、国の実施上の方針は、農業委員会の会議を機動的に開催できるようにするため、農地利用最適化推進委員を委嘱しない農業委員会を除き、農業委員の数を現行の半数程度とするものであること、また、推進委員が新設されることに配慮し、農業委員会のスリム化を図るため、現在25名である農業委員の定数を「12名」とするものです。</p> <p>2 農業委員選考委員会の設置について 農業委員の選任に当たっては、省令において、「推薦を受けた者及び募集に応募した者の数が定員を超えた場合その他必要と認める場合には、関係者からの意見の聴取その他の任命過程の公平性及び透明性を確保するために必要な措置を講じるように努めなければならない」とされています。 そのため、農業委員の候補者の選考に当たり、附属機関として「秦野市農業委員会委員選考委員会」(5名以内)を設置するものです。</p> <p>3 農地利用最適化推進委員の定数について 定数の基準は、農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を100で除して得た数字(1未満の端数を生じたときは、1に切り上げる。)以下であると規定されています。そのため、本市の農地面積1,137haを100で除して得た数11.37を切り上げた「12名」とするものです。</p>	

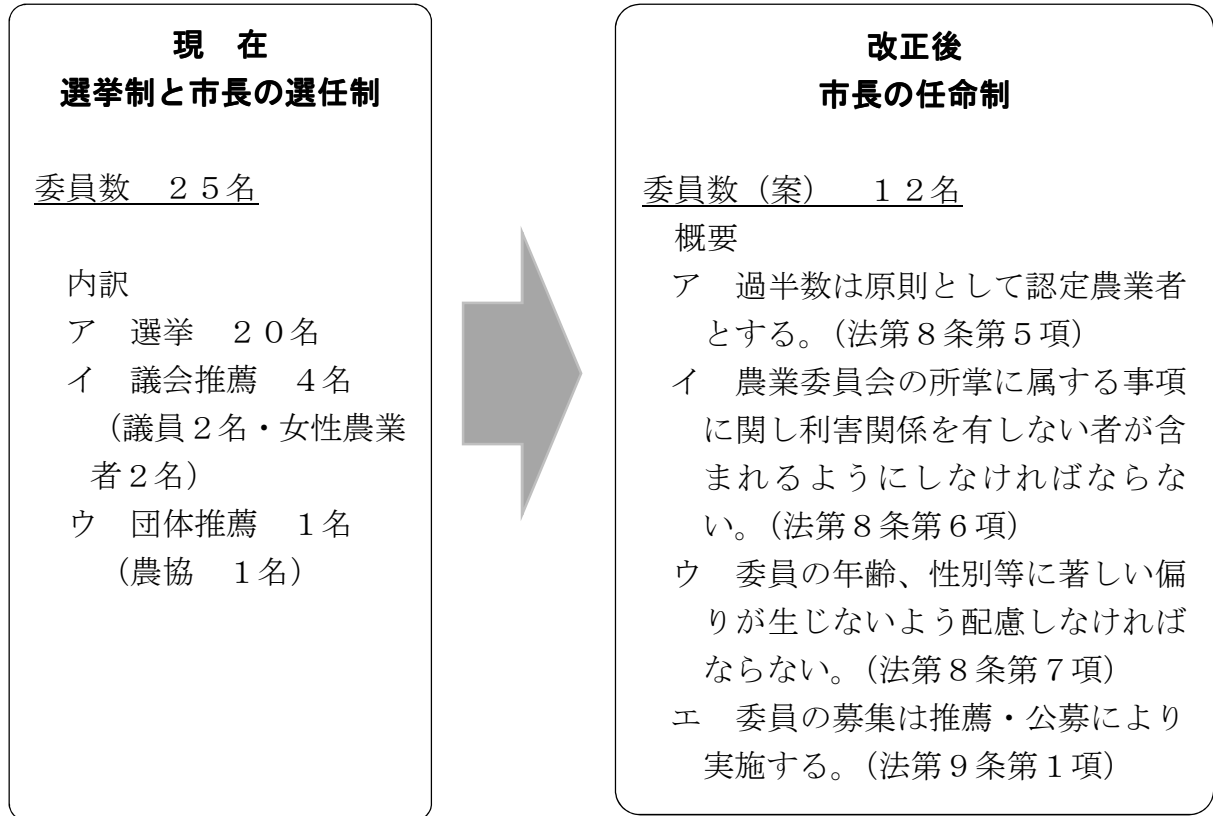


<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">決定等を要する事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 秦野市農業委員会の委員の定数を12名とすること。</li> <li>2 農地利用最適化推進委員の定数を12名とすること。</li> <li>3 秦野市農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止すること。</li> <li>4 秦野市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正し、秦野市農業委員会委員選考委員会（5名以内）を設置すること。</li> <li>5 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例を一部改正し、農地利用最適化推進委員の報酬を農業委員と同額の月額36,000円とすること。また、秦野市農業委員会委員選考委員会の委員の報酬を日額7,800円とすること。</li> </ol>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の取扱い</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成29年第4回定例会に議案提出</li> <li>2 平成30年2月中旬 農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集</li> <li>3 平成30年4月 農業委員の選考</li> <li>4 平成30年6月 農業委員の議会同意</li> <li>5 平成30年6月21日 新農業委員の任命、農地利用最適化推進委員の委嘱</li> </ol>

秦野市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める  
条例について

平成29年10月10日  
農業委員会事務局

1 農業委員会の委員の定数について



2 農地利用最適化推進委員の定数について

**農業委員会等に関する法律施行令（抜粋）**

（農業委員会の推進委員の定数の基準）

第8条 法第18条第2項の政令で定める定数の基準は、農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を100で除して得た数字（1未満の端数を生じたときは、1に切り上げる。）以下であることとする。

秦野市の農地面積は、1,137ヘクタールであることから、100で除して得た数字11.37を切り上げた12名とする。

政策会議付議事案書（平成29年10月10日）

提案課名 予防課  
報告者名 諸星 和実

事案名	秦野市火災予防条例の一部を改正することについて		資料 無						
目的・必要性	<p>平成24年に広島県で発生したホテル火災や平成25年に長崎県で発生した認知症高齢者グループホーム火災等において、多数の死傷者が出たことを踏まえ、「違反防火対象物公表制度」（消防法令に重大な違反のある建物の情報を社会に広く公表する制度）の実施について、平成25年度に国から通知がありました。</p> <p>その内容は、「違反対象物の公表については、消防機関が命令を行った場合に公示が義務付けられているが、公示に至るまでの間、建物の危険性に関する情報が利用者に提供されない状況にあることから、利用者自らが建物の情報を入手して利用を判断できることが必要である。」というものでした。</p> <p>本市においても重大な消防法令違反のある建物があるため、利用者が建物情報を入手して、利用の適否を判断できるようにするとともに、消防用設備等の適正な設置を促進することを目的に「違反防火対象物公表制度」を実施するものとし、火災予防条例の一部を改正するものです。</p>								
経過・検討結果	<p>1 経過</p> <p>(1) 平成25年12月 政令指定都市の消防本部を先行させて公表制度を導入することについて、国から通知</p> <p>(2) 平成27年3月 人口20万人以上の消防本部での公表制度の導入について国から通知。その他の消防本部においても具体的な検討を進めるよう要請</p> <p>2 本市での検討結果</p> <p>次のことを踏まえ、違反防火対象物公表制度の実施が必要と判断するものです。</p> <p>(1) 国からの通知を受け、本市として、重大な消防法令違反のある防火対象物の洗い出しを行い、立入検査による現状確認を実施しました。その結果、11の防火対象物が該当し、本市の指導により6件が是正されましたが、他の5件については是正が進まない状況にあります。</p> <p>(2) 既に違反防火対象物公表制度を実施している他市消防本部の運用状況を見ると、建物の火災危険性情報を公表することで、防火対象物関係者による早期是正が促進されています。</p> <p>3 消防法令に重大な違反のある本市内の建物（本年10月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="359 1776 1425 1962"> <thead> <tr> <th data-bbox="359 1776 700 1872">建物用途</th> <th data-bbox="700 1776 911 1872">対象建物数</th> <th data-bbox="911 1776 1425 1872">違反の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="359 1872 700 1962">複合用途防火対象物 (16)項イ</td> <td data-bbox="700 1872 911 1962">5</td> <td data-bbox="911 1872 1425 1962">自動火災報知設備未設置 (延べ面積300㎡以上義務設置)</td> </tr> </tbody> </table>			建物用途	対象建物数	違反の内容	複合用途防火対象物 (16)項イ	5	自動火災報知設備未設置 (延べ面積300㎡以上義務設置)
建物用途	対象建物数	違反の内容							
複合用途防火対象物 (16)項イ	5	自動火災報知設備未設置 (延べ面積300㎡以上義務設置)							

	<p>4 県央各市の条例制定状況 (本年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="359 197 1423 414"> <tr> <td data-bbox="359 197 778 302">制定施行済み</td> <td data-bbox="778 197 1423 302">大和市(平成28年7月1日施行) 厚木市(本年4月1日施行)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 302 778 414">未制定 (12月議会議案提出予定)</td> <td data-bbox="778 302 1423 414">伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市 (平成30年4月1日施行予定)</td> </tr> </table> <p>※ 神奈川県は、各市町に対して実施目標を平成30年4月として要請</p>	制定施行済み	大和市(平成28年7月1日施行) 厚木市(本年4月1日施行)	未制定 (12月議会議案提出予定)	伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市 (平成30年4月1日施行予定)
制定施行済み	大和市(平成28年7月1日施行) 厚木市(本年4月1日施行)				
未制定 (12月議会議案提出予定)	伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市 (平成30年4月1日施行予定)				
決定を要する事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次の消防用設備等に消防法令上の違反がある防火対象物のうち、一定の経路を経ても、なお是正されないものについて、消防長が、防火対象物の名称、所在地及び法令違反の内容を公表するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 屋内消火栓設備</li> <li>イ スプリンクラー設備</li> <li>ウ 自動火災報知設備</li> </ul> </li> <li>2 公表をしようとするときは、あらかじめその防火対象物の所有者、管理者等に通知するなど、公表の経路を定めること(規則で規定)。</li> <li>3 公表は、広報はだの及び市ホームページへの掲載、並びに消防本部及び消防署での閲覧の方法によること(規則で規定)。</li> <li>4 一部改正条例の施行期日を平成30年4月1日とすること。</li> </ol>				
今後の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成29年第4回定例会に条例改正案提出</li> <li>2 条例の改正に伴う条例施行規則の改正</li> <li>3 重大な消防法令違反のある防火対象物への立入検査を実施し、違反の是正について指導したうえ、是正のされない防火対象物について公表の実施</li> </ol>				